

# 用語の説明

形式収支	<p>財政運営の健全性は、財政収支に端的に表現される。</p> <p>形式収支は、現金主義の建前に立って表示されるもので、単純に歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額によって求めた額。</p>
実質収支	<p>歳入歳出差引額(形式収支)から翌年度へ繰越すべき財源すなわち継続費通時繰越、繰越明許繰越、事故繰越、支払繰延に伴い翌年度へ繰越すべき財源を控除した額をいう。</p> <p>実質収支は、形式収支に発生主義的要素を加味して本来当該年度に属すべき支出(翌年度への繰越額)を債務要素とみなし、本来当該年度に属すべき収入(翌年度への繰越額に係る未収入特定財源)を債権要素とみなして、両者を加減した実質的な収入と支出の差額である。</p>
単年度収支	<p>当該年度の決算による実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた額をいう。</p> <p>実質収支は、前年度以前からの収支の累積である。したがって、そのなかには前年度の実質収支が赤字にせよ黒字にせよ含まれていることとなる。</p> <p>例えば、前年度において実質収支が黒字である場合このうち基金繰入額を除いた額は繰越金として当該年度の歳入とされ、実質収支をそれだけ増加させる要因となっている。したがって、当該年度だけの収支を把握しようとする場合には、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた収支をみる必要がある。これが、単年度収支である。</p>
実質単年度収支	<p>単年度収支のなかには実質的な黒字要素や赤字要素が含まれているこれらを控除した単年度収支を実質単年度収支という。</p> <p>例えば財政調整基金への積立金とか、後年度の債務を繰り上げて償還した地方債繰上償還金は実質的な黒字要素であり、当然実質収支がそれだけ黒字額が増加したことになる。また、当該年度の歳入に繰入金として計上されている過去の積立金の取崩額は実質的な赤字要素となる。</p>

標準財政規模	<p>地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算式によって算定される。</p> $\text{標準財政規模} = \{ \text{基準財政収入額} - (\text{所得譲与税} + \text{地方道路譲与税} + \text{自動車重量譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金}) \} \times 100/75 + (\text{所得譲与税} + \text{地方道路譲与税} + \text{自動車重量譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金}) + \text{普通交付税}$
実質収支比率	<p>標準財政規模に対する実質収支額の割合で示され、各地方公共団体の財政規模やその年度の経済の景況等によって一概にはいえないが、一般的には3～5%程度が望ましいと考えられる。</p> $\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$
経常収支比率	<p>地方公共団体の財政構造の弾力性を比率として使われ、次の算式によって求める。</p> $\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源の額}} \times 100$ <p>要するに人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されているかをみることにより財政構造の弾力性を判断する指標として用いる。</p> <p>経常収支比率はおおむね70～80%の間に分布するのが望ましい。</p>
公債費比率	<p>地方公共団体は、地方債を借り入れた際に定められた条件にしたがって、毎年度元金及び利子の支払が必要となるが、これに要する経費の総額を公債費といい、この公債費の一般財源に占める割合を公債費比率という。</p> $\text{公債費比率} = \frac{\text{当該年度の普通会計の元利償還金} - (\text{元利償還金の特定財源} + \text{普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費})}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費}}$ <p>地方債は、ある程度活用すべきことは当然であるが、後年度のその限度をどこに求めるかが問題となるが、通常財政構造の健全化のためには、この比率が15%以内に分布することが望ましい。</p>

公債費負担比率	<p>公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、この率が高いほど財政の硬直性の高まりを示している。</p> <p>一般的には、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。</p>
実質公債費比率	<p>平成18年度から地方債許可制度が協議制度に移行したことに伴い実質公債費比率により起債制限等を行うこととなった。公債費比率と異なる点は、分子の元利償還金に公営企業の公債費に対する繰出金や一部事務組合等への公債費類似経費を算入することで、連結決算の考え方を導入している。</p> <p>数値が18%を越えると地方債許可団体となり、25%を越えると単独事業の起債が認められない起債制限団体となる。</p> <p>実質公債費比率 =</p> $\frac{(\text{地方債元利償還金} + \text{元利償還金に準ずるもの}) - (\text{元利償還に充てられる特定財源} + \frac{\text{普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費}})}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費}}$ <p>この算式で求めた3カ年の平均数値をいう。</p>
財政力指数	<p>標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する税収入の割合によって示される。この財政力を測定する方法として一般的に用いられるものとして、財政力指数がある。</p> <p>財政力指数 = <math>\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}</math></p> <p>この算式で求めた3カ年の平均数値をいう。</p> <p>この数値が、1.000を越えると普通交付税の不交付団体となり、標準的な行政活動を行うために必要な一般財源を税収入により賄えていることとなる。</p>